

# 鴻巣市立屈巢小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめの問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の第13条の規定に基づき、「鴻巣市立屈巢小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめの防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体でいじめが起こりにくい社会が築かれるよう、市民総がかりで未然に防止する。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てる。
- (3) いじめは決して許されないことであり、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうることから、いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。  
(鴻巣市いじめの防止等のための基本的な方針 p 3)

### 3 いじめの基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧はいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側に原因があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## **Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項**

### **1 いじめ防止等のために実施する施策**

本校は、教育基本法の教育の目的を受け、学校教育目標を『しなやかに、たくましく生きる「くすっ子」の育成』『進んで学ぶ子』『思いやりのある子』『明るく元気な子』とし、花いっぱい、夢いっぱい、笑顔いっぱいの美しい屈巢小の実現を目指し学校づくりを推進している。

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、道徳教育、特別活動、情報教育、人権教育、教育相談、地域・保護者との連携、学級経営等の全ての教育活動を通して、児童同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。さらに、児童が主体的な活動等を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組を行うことが大切である。特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### **(1) 生徒指導 ～基本的な生活習慣の定着を目指して～**

小学校における基本的な生活習慣の育成は、児童の人格形成に大きな影響を与える。その育成に当たっては、生徒指導の計画に基づき、全教職員が一貫した姿勢で、全ての教育活動を通して継続的に行わなければならない。また、人権尊重の精神を基盤に児童の自主性、自発性を大切にするとともに、規律正しい生活態度、善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係の育成に努めることが大切である。

##### (ア) 各月の生活目標

学校・学年の実態から、基本的な生活習慣等で指導の必要なものを生活目標とする。児童に対して毎月全校朝会で指導し、生徒指導委員会で各学年の評価をする。

##### (イ) くすっ子の約束

生活面・授業規律に関すること等をまとめたものである。保護者に配付し、家庭への周知・啓発を図る。

##### (ウ) あいさつ運動

元気で明るく、さわやかなあいさつを心がけ、よい1日がスタートできるようにする。職員、計画委員会で計画し、通学班ごとに担当を決め実施する。

#### **(2) 道徳教育 ～豊かな心の育成～**

学校教育目標の1つである「思いやりのある子」を受け、本校では美しい心と規律ある態度の育成が図れるよう努めている。未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる必要がある。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱い、豊かな心の育成を図っていく。

##### (ア) 道徳の時間の確実な実践

全学級で年間35時間（1学年は34時間）以上の道徳の時間で豊かな心の育成を図る。

##### (イ) 道徳的実践力に関する読み聞かせ等の実施

##### (ウ) 「彩の国の道徳」の資料を活用した、道徳の授業の実施

#### **(3) 人権教育 ～思いやりの心の育成～**

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の心や人権感覚を育むとともに、以下の取組等を通して人権意識の高揚を図る。

(ア) 人権作文への取組

人権問題を自分自身の問題としてとらえ、差別や偏見を許さず、お互いの人権を尊重できる児童の育成を図るため、児童の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文を作成させる。(鴻巣市人権文集おおとり「人輝く言葉」に一部作品掲載)

(イ) 学級活動(人権教育の視点に立った授業)の実施

「鴻巣市のすっ子ノート」を活用し、人権感覚を養う。

(ウ) 人権標語の作成

各学級で、いじめ0にかかる標語を作成する。作成した標語は各教室等に掲示し、学級代表作品は、人権コーナーに掲示する。

(エ) 道徳(人権)の公開参観(3学期実施)

人権に関することを取り入れた道徳等の授業参観を行う。

(オ) 人権集会やDVD視聴

各学級でいじめ0に向けた目標を話し合い、目標を決定する。計画委員が中心となり、集会等で発表する機会を設ける。また、人権に関するDVD視聴を行い、人権感覚を育む。

#### **(4) 特別活動 ～望ましい集団活動による自主的・実践的な態度の育成～**

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、以下の取組等を通して他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は子どもたちへ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

(ア) 学級活動の充実

集団への所属感を感じ、自分たちの生活習慣を向上させようとするために、学校生活上の諸問題を中心に話し合い解決していく。

(イ) 縦割り活動

異年齢集団で活動することを通して、学年や学級の異なる友だちと交流する楽しさを味わわせるとともに、協調しながら自己の役割を果たそうとする態度を育てる。

(ウ) 児童会活動の充実

学校の全児童をもって組織する児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として自分たちの学校生活を向上させ、より豊かにしていくために自主的・実践的に活動する。

(エ) いじめ撲滅強調月間における取組

埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間(11月)に合わせ、標語づくりや集会活動など、児童が主体とした取組を実施する。

#### **(5) 保護者や地域の方への働きかけ**

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、HPや学校・学年だより等による広報活動を行い、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解していただく。

(ア) 授業参観等

○授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。

○学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。

○学級活動等で、いじめについてクラスで考えたり、必要に応じて保護者にインタビューしたりして意見をいただく。

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」等のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

(イ) 学年だより等

○いじめへの取組について、必要に応じて学年だより等を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をいただく。

(例1)「標語作成」

学校では、児童会が中心となり、「いじめ0」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

(例2) いじめサインに敏感に！

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付くために、心がけていることを教えてください。

(ウ) 学校運営協議会委員・主任児童委員・民生児童委員・学校応援団等への協力依頼

各委員や団員の取組の中で、いじめの兆候等を発見した場合には、学校に速やかに連絡するなどの情報提供を依頼するなど、協力体制を整える。

**(6) いじめ防止基本方針に係る日常的な取組の検証・見直し**

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その結果を踏まえ、年度末に振り返り改善する。改訂後は速やかに公表し、保護者及び地域の理解と協力が得られるよう努めるとともに、各年度初めに児童、保護者等に周知する。

**2 いじめ防止等の対策のための組織**

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

**(1) 構成員**

この組織は、本校の生徒指導委員会を母体とし、個々の事案に応じて教職員、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成する。また、必要に応じて市教育委員会、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

**(2) 活動内容**

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

**(3) 開催**

- ・月1回、生徒指導委員会を開催する。その都度、児童の情報交換を行う。
- ・いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

**いじめ防止に関する年間計画**

月	取 組 予 定
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する年間計画の策定・生徒指導委員会（児童理解研修）</li> <li>・いじめ対策委員会の設置・いじめ防止基本方針周知（児童・保護者等）</li> <li>・各分掌、委員会等におけるいじめ防止に関する計画の立案</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会 ・第1回思いやりアンケート（児童） ・非行防止教室の実施</li> <li>・表札訪問 ・人権作文の作成 ・あいさつ運動 ・縦割り活動</li> </ul>

6	・生徒指導委員会 ・あいさつ運動 ・縦割り活動
7	・生徒指導委員会 ・第2回思いやりアンケート（児童） ・第1回思いやりアンケート（保護者） ・あいさつ運動 ・縦割り活動
8	・生徒指導委員会（校内研修会） ・「屈巢小学校いじめ防止基本方針」確認
9	・生徒指導委員会 ・第3回思いやりアンケート（児童） ・あいさつ運動 ・縦割り活動
10	・生徒指導委員会 ・あいさつ運動 ・縦割り活動
11	・生徒指導委員会 ・第4回思いやりアンケート（児童） ・人権標語の作成 ・いじめ0に関わる活動 ・あいさつ運動 ・縦割り活動
12	・生徒指導委員会 ・第2回思いやりアンケート（保護者） ・学校評価の実施（「屈巢小学校いじめ防止基本方針」に係る評価） ・あいさつ運動 ・縦割り活動
1	・生徒指導委員会 ・第5回思いやりアンケート（児童） ・人権に関わる道德等の授業参観 ・あいさつ運動 ・縦割り活動
2	・生徒指導委員会 ・あいさつ運動 ・縦割り活動 ・学校評価の公表（「屈巢小学校いじめ防止基本方針」に係る評価） ・「屈巢小学校いじめ防止基本方針」の検証・見直し
3	・生徒指導委員会 ・第6回思いやりアンケート（児童） ・第3回思いやりアンケート（保護者） ・「屈巢小学校いじめ防止基本方針」の検証・見直し

### 3 いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う必要がある。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切である。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

##### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても適切に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

- ② 自分たちの学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生しうるという危機意識をもって当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例の分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

#### (イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
  - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
  - ・居場所をつくる。
  - ・見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
  - ・基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといよいよ。」)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
  - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめの問題への取組を支援する。また、教師は、LGBTQや外国籍の児童など、学級全体が多様性を認める雰囲気醸成するように指導を行う。

#### (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「児童が学ぶ喜びを実感できる授業づくり」を実現することが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

(ア) 教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

(例) 埼玉県教育委員会作成『彩の国 生徒指導 I's2019』にある「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任等に相談する。

(イ) 「思いやりアンケート (児童対象)」及び「思いやりアンケート (保護者対象)」を活用して早期発見に努める。

(ウ) 担任だけでなく、養護教諭、教務部等から得た情報を教師間で共有し、生徒指導主任が校内ネットワークの要となり情報収集に努める。

(例) 『彩の国 生徒指導ハンドブック New I's』にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(エ) 早期発見に向けた家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(例) 『彩の国 生徒指導ハンドブック I's2019』の「第1章 いじめ防止について」や『彩の国 生徒指導ハンドブック New I's』にある「いじめの取組のチェックポイント」、『生徒指導提要 (令和4年12月改訂版)』の「第4章 いじめ」等を活用する。

(例) 学校応援団等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼し、協力体制を整える。

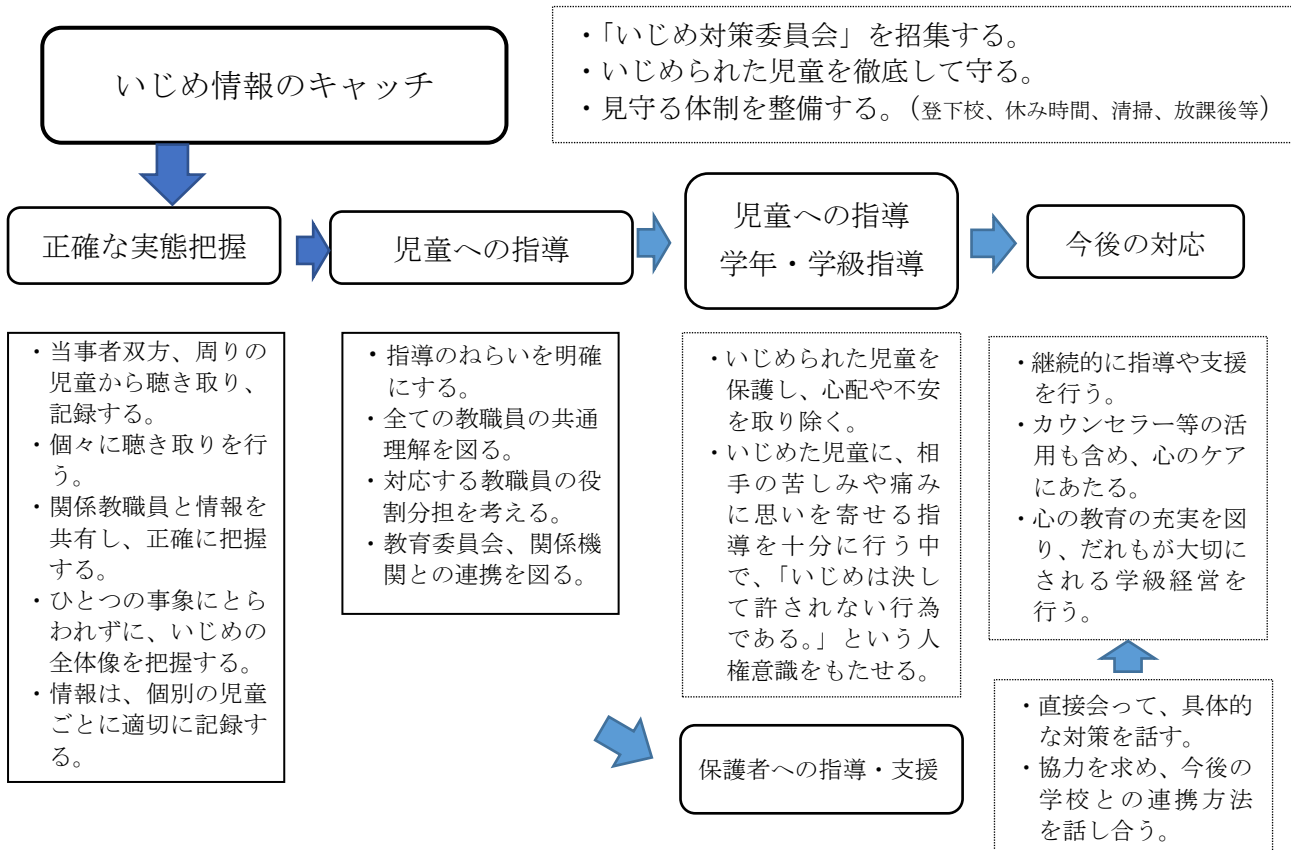
## **(3) いじめに対する措置**

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(ア) 実態把握と情報共有の留意点

- ・ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童をそれぞれ別の場所で行う。
- ・ 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、休み時間、清掃時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・ いじめの実態把握においては、いじめを行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、状況によっては、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員 (学年主任・担任・生徒指導主任) で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な実態を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

## いじめ発生の際の基本的な流れ



### (イ) いじめている児童への指導 (『彩の国 生徒指導ハンドブック』参照)

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

#### [児童に対して]

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### [保護者に対して]

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識してもらい、家庭等の協力をえる。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### (ウ) いじめられている児童生徒への支援 (『彩の国 生徒指導ハンドブック』参照)

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

#### [児童に対して]

- ・実態把握とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・教職員が「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

[保護者に対して]

- ・発見したその日のうちに、保護者と連絡をとり、事実関係を直接伝える（家庭訪問を含む）。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(エ) 周囲の児童に対して

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。また、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 児童への継続的な指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(キ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行

為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## **4 重大事態への対処**

### **(1) 重大事態の意味**

- |  |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|
- (いじめ防止対策推進法第28条第1項)

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられないことがないよう留意する。さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### **(2) 重大事態の報告**

重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

### **(3) 調査の趣旨及び調査主体について**

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。学校が調査主体となる場合は、教育委員会と連携を図りながら実施する。

### **(4) 調査を行うための組織について**

学校が調査主体となる場合、原則として「いじめ対策委員会」を母体として組織し調査を行う。当該重大事態の性質に応じて専門家、又は第三者を加え、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

### **(5) 事実関係を明確にするための調査の実施**

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やか調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### **(6) 自殺の背景調査における留意事項**

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考にするものとする。

### **(7) その他留意事項**

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### **(8) 調査結果の提供及び報告**

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。

## **Ⅲ その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項**

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

（鴻巣市立屈巢小学校いじめ防止基本方針の策定及び改定）

平成26年1月25日策定

平成30年8月25日改定

令和3年8月18日改定

令和8年2月26日改定